

地区計画地区内の建築制限内容

名 称		羽ヶ上地区 地区計画		富士見平・神明台地区 地区計画		栄町一丁目地区 地区計画		神明台二・三・四丁目地区 地区計画		栄町三丁目西部地区 地区計画			
位 置		羽加美一丁目地内		神明台三丁目、富士見平一丁目、富士見平二丁目、富士見平三丁目、緑ヶ丘三丁目及び栄町一丁目各地内		栄町一丁目地内		神明台二丁目、神明台三丁目及び神明台四丁目各地内		羽村市栄町三丁目地内			
面 積		約18.7ha		約62.3ha		約1.6ha		約47.0ha		約13.1ha			
地区の区分	名 称	住 宅 地 区	都市計画道路 3・4・5号線 沿道住宅地	中 高 層 住 宅 地 区 A	中 高 层 住 宅 地 区 B	—	A 地 区	B 地 区	工 业・福 祉 施 設 梱 合 地 区	—	—		
建 築 物 等 に 関 す る 事 項	面 積	約16.2ha	約2.5ha	約8.2ha	約12.9ha	約41.2ha	約1.6ha	約32.0ha	約15.0ha	約4.7ha	—	—	
建築してはならない建築物		(1)住宅・共同住宅及び差用住宅(住むための用途が50m以下のかつ建築物の延べ面積のうち未満)以外の建築物 (2)上記に付属する建築物、車庫等以外の建築物	大学、高等専門学校、店舗、飲食店、専修学校、各種学校のほかこれらに類するもの	(1)住宅・共同住宅及び差用住宅(住むための用途が50m以下のかつ建築物の延べ面積のうち未満)以外の建築物に供する運動施設 (2)ボーリング場、スケート場、水泳場その他のこれらに類するもの (3)カラオケボックスその他のこれらに類するもの (4)ゲームセンターその他のこれらに類するもの	ホテル、旅館その他これらに類するもの	(1)ボーリング場、スケート場、水泳場その他のこれらに類するもの (2)ホタル又は旅館 (3)自動販賣機 (4)ボーリング場、スケート場、水泳場その他のこれらに類するもの (5)カラオケボックスその他のこれらに類するもの (6)射的場、競馬場、競輪場等その他のこれらに類するもの (7)劇場、映画館、音楽堂及び講堂 (8)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和22年法律第122号)第2条第1項第1号から第5号、第6項各号、第9項に該当する営業の用途に供する建築物	(1)住宅・共同住宅 (2)ホタル又は旅館 (3)自動販賣機 (4)ボーリング場、スケート場、水泳場その他のこれらに類するもの (5)カラオケボックスその他のこれらに類するもの (6)射的場、競馬場、競輪場等その他のこれらに類するもの (7)劇場、映画館、音楽堂及び講堂 (8)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和22年法律第122号)第2条第1項第1号から第5号、第6項各号、第9項に該当する営業の用途に供する建築物	(1)2.1m以下 (2)上記に規定する高さの限度を超えている既存建築物の用途で被る。(当該建築物の所有者等が行うものに限る)については、既存建築物の高さの範囲内とする。	—	—	—	—	—
建築物の高さの最高限度		12m以下	15m以下	—	17m以下	12m以下	12m以下	—	—	—	—	—	
建築物の敷地面積の最低限度		120m ² 以上	100m ² 以上	100m ² 以上	100m ² 以上	—	—	120m ² 以上	150m ² 以上	1,000m ² 以上	—	—	
建築物の外壁等の距離		道路境界線から1.0m以上、隣地境界線から0.7m以上											
建築物の外壁等の距離		道路境界線から1.0m以上、隣地境界線から0.7m以上											
建築物の外壁等までの距離		道路境界線から1.0m以上、隣地境界線から0.7m以上											
適用除外の建築物等		(1)物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m ² 以内であるもの (2)自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの (3)市長が敷地の形態上、土地の利用上やむを得ないと認めた建築物											
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色彩のものとし、刺激的な原色は避けるものとする。											
垣又はさくの構造の制限		道路境界の垣又はさくの構造は、原則生け垣とし、コンクリートブロック造、石造等これらに類するものを設置する場合には、高さを宅地の地盤面から1m以下とする。											
施行日(基準日)		平成8年5月31日 羽村市告示第52号	平成8年5月31日 羽村市告示第53号	平成8年5月31日 羽村市告示第54号	平成23年4月1日 羽村市告示第57号	平成29年4月1日 羽村市告示第74号	—	—	—	—	—	—	

□ 条例で定められている事項

地区計画地区内の建築制限内容

名 称		羽村駅西口地区 地区計画													
位 置		羽村市羽東一丁目、羽東二丁目、羽東三丁目、川崎一丁目、川崎四丁目、羽中一丁目及び羽中二丁目各地内													
面 積		約42.4ha													
地区の区分		低層住宅地		低 中 层 住 宅 地 区			中 层 住 宅 地 区		幹 線 道 路 沿 道 地 区		駅 前 周 边 商 業 地 区		駅 前 商 業 地 区		
面 積		A	B	A	B	C	D	A	B	A	B	C	A	B	C

建築してはならない建築物		—													
建築物の敷地面積の最低限度		120m ² 以上													
建築物の高さの最高限度		—													
建築物の容積率の最高限度		—	10分の10	—	10分の15	—	10分の20	—	10分の20	—	10分の30	10分の30	—	10分の40	10分の40
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色彩のものとし、刺激的な原色は避けるものとする。													
垣又はさくの構造の制限		道路境界の垣又はさくの構造は、生け垣とし、コンクリートブロック造、石造等これらに類するものを設置する場合には、高さを宅地の地盤面から1m以下とする。													
施行日(基準日)		平成29年1月1日 羽村市告示第4号													

□ 条例で定められている事項

都市計画区域

地 域 地 区 名	面 積 (約ha)	計 画 決 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号
第一種 低 層 住 居 専 用 地 域	220.6	平成29年1月1日 羽村市告示第1号
第一種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	288.3	〃
第二種 中 高 层 住 居 専 用 地 域	32.2	〃
第一種 住 居 地 域	25.4	〃
近隣 商 業 地 域	39.7	〃
商 業 地 域	6.8	〃
准工 業 地 域	36.7	平成29年4月1日 羽村市告示第71号
工 業 地 域	15.0	平成8年3月1日 東京都告示第683号
工 業 専 用 地 域	149.3	平成29年4月1日 羽村市告示第71号
第一種 特 别 工 業 地 区	164.3	平成29年4月1日 羽村市告示第72号
第二種 特 别 工 業 地 区	36.7	〃
第一種 高 度 地 区	464.6	平成29年1月1日 羽村市告示第3号
第 2 種 高 度 地 区	138.6	平成29年4月1日 羽村市告示第73号
第 3 種 高 度 地 区	40.0	平成29年1月1日 羽村市告示第3号
防 火 地 域	6.8	平成29年1月1日 羽村市告示第2号
准防 火 地 域	611.4	〃
市 街 化 区 域	814	平成8年5月31日 東京都告示第663号
市 街 化 調 整 区 域	177	〃

◎高度地区指定で受ける制限</